

専有部分改修工事申請書兼誓約書

年　月　日

サードリハイツ

管理組合 殿

号室

申請者（所有者）氏名

印

私が所有する専有部分において、規約17条の規定に基づき、下記の通り修繕等の工事を実施するにあたり、届出致します。あわせて、別紙「遵守事項」及び「禁止事項」を施工会社と事前に協議し、共に遵守する事を誓約いたします。

記

1. 工事期間

年　月　日（　）～年　月　日（　）まで

2. 工事内容（具体的に記入のこと）

3. 施工会社

会社名

電話

住所

担当者

携帯番号

4. 添付資料： 設計図 仕様書 工程表 工事のお知らせ（マンション掲示板用）

その他管理組合が指定する書類

遵守事項

- (1) 工事等の施工内容は、工事申請者の記載通りとし、工事等に要した費用は全て申請者の負担とする。
- (2) 工事申請書の提出は、着工の2週間前までに管理組合へ提出するものとする。
- (3) 原則として、土日祝日の工事は行なわないものとする。
- (4) 原則として、工事を行なう時間帯は、午前9時から午後5時までとする。
- (5) 原則として、共用部分での工事作業や資機材を置いたり出来ないものとする。
- (6) 資機材の搬入・搬出時には、マンションエントランスから専有部分までの共用部及びエレベーター内を毀損又は汚損しないように必ず養生をするものとする。又、搬入・搬出には向かって左側のエレベーターのみを使用致します。
- (7) 工事の実施により、共用部分を毀損あるいは汚損させた場合、又は他の居住者や第三者に損害を与えた場合は、速やかに管理組合に報告するとともに、申請者の責任と負担において原状回復又は補償するものとする。
- (8) 施工者は工事期間中、敷地内での喫煙、廃材及びゴミの放置をしないものとする。
又、共用部の電気、水道は使用しないものとする。
- (9) 工事車両の駐車が必要な場合は、専用の駐車場を確保し、工事に必要な資材の搬入時以外はマンション敷地内に駐車しないものとする。
- (10) 本工事に起因した問題に関する理事会の決議がなされた場合はその決議に従うものとする。
- (11) 工事中及び工事完了後、近隣からのクレーム等問題が発生した場合は、管理組合にて施工状況を確認する場合がある事を承諾するものとする。又、上記問題について、自己の責任と負担において、調査及び処理・解決するものとする。以上

禁止事項

次の各号に定める工事を実施してはならないものとする。

- (1) 専有部分の増築
- (2) バルコニー、ルーフバルコニー等の専用使用部分の改築
- (3) マンションの主要構造部（建物構造上不可欠な壁、柱、床、天井、梁、屋根、階暖、庇等）に影響を及ぼす穿孔（穴を開ける事）や切欠（削り取る事）等を伴う工事
- (4) 共用部分や建物の外観及び共用部の機能に影響を与える工事
- (5) 共用部分の給排水設備に影響を与える工事
- (6) 床や戸境壁等の躯体の撤去を伴う工事
- (7) 各床材の遮音性能等級を LL-45 等級より低下させる材質に変更する工事（ただし、畳又はカーペットへの変更工事を実施する場合を除く。）又はその恐れのある工事方法による工事
- (8) その他、工事の完了後に他の居住者に迷惑を及ぼす恐れのある工事
- (9) 管理組合の共同の利益に反する工事
- (10) 建築基準法、消防法等の関連法規に適合しない工事 以上